

令和8年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

申告期限 令和8年2月2日（月）

※毎年 of 申告期限である1月31日が土曜日にあたるため、今年の申告期限は2月2日となります。

※期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので、お早めにご提出ください。

- ◇ **令和8年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している方は、申告義務があります。（地方税法第383条）**
- ◇ **前年中に資産の増減がない場合でも、必ず申告してください。**
※前年度に申告のあった方が申告をされなかった場合、前年度の申告内容に基づいて、みなし課税をする場合があります。
- ◇ 免税点未満（償却資産の課税標準額の合計が150万円未満）の場合でも申告が必要です。
- ◇ 郵送により申告する場合で、償却資産申告書の控え（受付印押印済）の返送が必要な場合は、必ず切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。返送が不要な場合は、提出用の申告書のみ郵送してください。
- ◇ 同封の申告書にはあらかじめ住所、氏名が印字されております。印字内容に誤り等がございましたら、お手数ですが訂正をお願いいたします。
- ◇ 償却資産をお持ちでない場合や転出、廃業等の場合は、申告書の備考欄にその旨を記載して提出してください。
- ◇ 申告書、課税標準の特例適用申請書は市ホームページに掲載しています。ダウンロードしてご利用ください。
- ◇ 申告書の提出には、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用した電子申告が便利です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

※事業主以外の方へこの案内が送付された場合には、下記までご連絡ください。

《申告書提出先・お問い合わせ先》

ひたちなか市 総務部税務事務所 資産税課 償却資産係(第2分庁舎1階)

〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
TEL 029-273-0111（内線23113, 23114）

目 次

I 償却資産の概要について

1. 償却資産とは…………… P 1
2. 償却資産の種類と具体例…………… P 2
3. 業種別の主な償却資産の具体例…………… P 3
4. 申告の対象とならない資産…………… P 3
5. 国税との相違点…………… P 4
6. 取得価額における消費税の取扱い…………… P 4

II 償却資産の申告について

1. 申告の方法及び提出書類…………… P 5
2. 非課税・課税標準の特例…………… P 6
3. 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）…………… P 8
4. 建物附属設備の家屋と償却資産の区分…………… P 8
5. アパートなどの共同住宅を建てた方へ…………… P 11
6. リース資産と申告義務者…………… P 12
7. 申告義務違反に対する措置…………… P 12

III 償却資産の評価及び課税等について

1. 課税標準額・税率・免税点・税額・納期…………… P 13
2. 評価額の計算例…………… P 14
3. おもな減価償却資産の種類と耐用年数…………… P 15
4. 中古資産の耐用年数…………… P 17
5. 課税台帳の閲覧…………… P 17
6. 審査の申出等…………… P 17
7. 実地調査のお願い…………… P 17

IV 償却資産申告書等の記入例について

1. 償却資産申告書の記入例…………… P 18
2. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例…………… P 19
3. 種類別明細書（減少資産用）の記入例…………… P 20
4. 種類別明細書（変更資産用）の記入例…………… P 21

V 償却資産に関する Q & A …………… P 22

I 償却資産の概要について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産であり、その所有者は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

事業を行っている方が、その事業に用いる構築物・機械・装置・器具・備品等が対象となります。具体例についてはP2、P3をご参照ください。

次のような資産も事業の用に供することができる資産であれば申告する必要があります。

- (1) 簿外資産
- (2) 償却済資産
- (3) 遊休資産
- (4) 未稼働資産
- (5) 建設仮勘定として経理されている資産
- (6) 割賦金を完済していない割賦買入資産
- (7) 改良費（資本的支出…新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）
- (8) 社宅用、宿舍用、寮用の償却資産で減価償却できる資産

※リース資産についてはP12をご参照ください。

少額の減価償却資産は国税の償却方法によって申告の要否が異なります

●個人の場合

取得価額	国税（所得税）の取り扱い	固定資産税（償却資産）の申告
10万円未満	必要経費	申告対象外
10万円以上 20万円未満	一括償却資産の3年償却 減価償却	申告対象外 申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象

●法人の場合

取得価額	国税（法人税）の取り扱い	固定資産税（償却資産）の申告
10万円未満	損金算入	申告対象外
	一括償却資産の3年償却	申告対象外
	減価償却	申告対象
10万円以上 20万円未満	一括償却資産の3年償却 減価償却	申告対象外 申告対象
20万円以上	減価償却	申告対象

租税特別措置法における中小企業者等の少額資産の損金算入の特例で取得価額が30万円未満のものは一時に損金（必要経費）に算入可能ですが、この特例は国税に適用される制度で地方税（固定資産税）には適用されないため**固定資産税（償却資産）の申告対象**です。

申告の対象とならない資産についてはP3をご参照ください。

2. 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類			具 体 例	
1種	構 築 物	土地に定着しない簡易な建物又は周壁等で外気と分断されない建物	プレハブの簡易事務所・物置　カーポート　自転車置場 資材・ごみ置場　ビニールハウス等	
		土地に定着した土木設備	門　堀　舗装路面　煙突　広告塔　打込井戸　庭園 緑化施設等の外構工事　外灯　看板等	
		建物附属設備 (建設設備のうち償却資産に該当するもの)	建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるもの（※1）は除く。）　受変電設備　屋外配管設備 屋外排水設備　発電機設備　LAN 設備　簡易間仕切等	
			建物の所有者以外の方（テナント）が施工した設備 店舗内造作設備　照明設備　給排水衛生設備　ガス設備 衛生設備　火災報知設備等 ※賃貸人，賃借人連名による申出書の提出が必要 （詳細は P8「4. 建物附属設備の家屋と償却資産の区分」）	
2種	機 械 及 び 装 置		旋盤　溶接機　コンプレッサー　ボイラー　印刷機 冷凍機　ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊 自動車（自走式作業用機械）　太陽光発電設備 その他物品の製造，修理等に使用する機械及び装置等	
3種	船	舶	砂利採取船　モーターボート　漁船　ヨット等	
4種	航	空	機	ヘリコプター　飛行機等
5種	車 両 及 び 運 搬 具 (自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産は申告対象外)		フォークリフト等の大型特殊自動車　構内運搬車等	
6種	工 具 器 具 及 び 備 品		机　椅子　パソコン　テレビ　コピー機　レジスター 金型　測定工具　冷暖房機器　ロッカー　医療機器 理・美容機器　自動販売機　厨房用品　家具 陳列ケース　電気製品　じゅうたん　カーテン等	

※1　家屋に含めて評価されるものとは，家屋の所有者が所有し，家屋と構造上一体となつて家屋の効用を高める電気設備，ガス設備，給排水設備，衛生設備，消火設備，空調設備等です。詳細は P8，P9 をご参照ください。

○農耕作業用の特殊自動車をお持ちの方へ

農耕作業用の特殊自動車(農耕用トラクタ，田植機，農業用薬剤散布車，コンバイン等で乗用装置を備えているもの)は，最高速度が時速 35km以上のものは大型特殊自動車となり，時速 35km未満のものは小型特殊自動車となります。(大きさや排気量の制限はありません。)

大型特殊自動車は，陸運局へのナンバー登録の有無にかかわらず，全て償却資産として申告してください。

小型特殊自動車は，公道走行の有無に関わらず，所有していれば**軽自動車税の課税対象**となり，ナンバープレートの交付申請手続きが必要です。ナンバープレートが付いていないものをお持ちでしたら，市民税課又は那珂湊支所の窓口で申告し，交付を受けてください。

※　トラクタのアタッチメント等（ロータリー，ハロー等）は，自動車の一部としてみなされるため，トラクタ本体が小型特殊自動車に分類される場合には，申告の必要はありません。

○大型特殊自動車の区分

大型特殊自動車で、ナンバープレートの分類番号が 0 及び 00～099 までのものは、資産の種類が2「機械及び装置」に該当し、同番号が 9 及び 90～999 までのものは、資産の種類が5「車両及び運搬具」に該当します。

3. 業種別の主な償却資産の具体例

業 種	課税対象となる主な償却資産の例示
共 通	受変電設備、自家発電設備、蓄電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
工 場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等
印 刷 業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包設備等
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）
小 売 業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものを含む）、日よけ、看板等
ガソリン給油所	洗車機、ガソリン計量機、地下タンク、独立キャノピー、防壁等
娯 楽 業	パチンコ器、パチンコ取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボーリング場用設備、ゴルフ練習場設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視制御装置、門、塀、植栽等の外構工事、サイクルポート等
駐 車 場 業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）、駐車場料金精算機、白線等
建 設 業	ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、アスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、パワーショベル、トランシット、フォークリフト（軽自動車税の対象となっているものを除く）等
理・美容業	理・美容椅子、理・美容機器、洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
浴 場 業	温水器、ろ過器、ボイラー、オイルバーナー、ポンプ、コインランドリー設備等
旅 館 業	客室設備（テレビ、ベッド、その他家具等）厨房設備、洗濯設備、音響設備等
太陽光発電事業	太陽光発電システム、防草シート、アスファルト敷、塀、監視カメラ等

4. 申告の対象とならない資産

- (1) 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上していない資産
- (2) 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却している資産
- (3) 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産（例：トラック、小型フォークリフト）
カーナビ等は自動車専用に設計されているため、申告は不要です。
- (4) ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、所有者が取得した際の取得価格が20万円未満の資産
- (5) 無形固定資産（特許権、加入権、ソフトウェア（パソコン本体に組み込まれており、パソコンとソフトウェアの価額が区分出来ない場合は、パソコン本体としての申告となります。）等）

5. 国税との相違点

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項 目	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減 価 償 却 の 方 法	定率法，定額法の選択制度	一般の資産は定率法 ※国税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ率を，固定資産評価基準別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1/2）
圧 縮 記 帳 の 制 度	認めている	認めていない
特別償却，割増償却（租税特別措置法）	認めている	認めていない
増 加 償 却（所得税，法人税）	認めている	認めている
耐 用 年 数 の 短 縮	認めている	認めている
評 価 額 の 最 低 限 度	備忘価額（1円）まで	取得価額の5/100
改 良 費	原則区分，一部合算も可	区分評価

＜耐用年数の短縮等の添付書類一覧＞

事 項	国税における所轄	添 付 書 類
増 加 償 却	税 務 署 長	増加償却の届出書（写）
耐用年数の短縮	国 税 局 長	耐用年数の短縮の承認通知書（写）
耐用年数の確認	税 務 署 長	耐用年数の確認に関する届出書（写）

6. 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は，原則として国税の取扱いに準じます。下記のとおり申告してください。

事業者の区分	法人税又は所得税における固定資産の取得に係る取引の経理方式	償却資産申告の取得価額における消費税の取扱い
免税業者	税込経理方式	取得価額に含める
課税業者	税抜経理方式	取得価額に含めない
	税込経理方式	取得価額に含める

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告の方法及び提出書類 ※記入例はP18～をご参照ください。

(1) 一般方式（前年中に増加・減少・変更した資産を申告）により申告される方

①【前年度までに申告のあった方】

同封の種類別明細書を確認し、前年中に資産の増減および変更がないか確認してください。

申告の内容	申告書	種類別明細書			記入の仕方
		増加 資産用	減少 資産用	変更 資産用	
資産の増減のない方	◎	×	×	×	申告書の右下 18 備考の欄の(2)「増減資産なし」に○を付けてください。
増加資産のある方	◎	◎	×	×	明細書（ 緑色の用紙 ）に、増加した資産（申告漏れを含む。）を記入してください。
減少資産のある方	◎	×	◎	×	明細書（ 赤色の用紙 ）に、減少した資産（申告漏れを含む。）を記入してください。
資産名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に変更のある方	◎	×	×	◎	明細書（ 青色の用紙 ）に、変更した資産を記入してください。

②【今年度初めて申告をされる方、電算処理方式から一般方式に切りかえる方】

申告の内容	申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	記入の仕方
申告する資産がある方	◎	◎	全資産を記入してください。
申告する資産がない方	◎	×	申告書の右下 18 備考の欄の(3)「該当資産なし」に○を付けてください。

※今年度、「該当資産なし」で申告された方は、来年度以降申告書を送付致しませんので、新たに申告対象資産を取得した場合には、自主的に申告をしてください。

③【廃業等で事業を終了された方】

申告書の右下 18 備考の欄の (4)「廃業・休業・市外移転等」に日付を記入してください。

(2) 電算処理方式（評価額を計算したうえで申告）により申告される方

独自の様式で差し支えありませんが、評価額が併記されている様式で全資産の申告をしてください。評価額の計算例については、P14 をご参照ください。

(3) 地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）により申告される方

インターネット上から申告データを送信することができる電子申告サービスがご利用いただけます。詳しくは地方税共同機構のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご覧ください。

(4) 修正申告をされる方

申告した内容に誤りがあることが判明した場合、速やかに修正申告書を提出してください。

なお、電算処理方式により全資産申告を行っている方で、過年度の評価にかかわる修正申告書を提出する場合は、年度ごとに修正申告書を提出してください。また、過年度において申告すべき資産を申告される場合は種類別明細書の摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。

(5) 番号法に定める本人確認の実施

個人番号を記載した申告書を提出していただく際に、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行いますので、以下の本人確認資料をお持ちください。代理人による提出や郵送の場合は写しを添付してください。なお、法人番号を記載した申告書を提出していただく場合やeLTAX（電子申告）による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料 A	身元確認資料 B
・マイナンバーカード（裏面） ・通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもののみ） ・住民票（個人番号付き）等	・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 ・旅券（パスポート）等
番号確認資料Aと身元確認資料Bから、それぞれ1種類を添付してください	

②代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料 A	代理人の身元確認資料 B	代理権確認資料 C
・本人のマイナンバーカード（裏面） ・本人の通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているもののみ） ・本人の住民票（個人番号付き）等	・代理人のマイナンバーカード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の旅券（パスポート）等	・税務代理権限証書 ・委任状 等
本人の番号確認資料Aと代理人の身元確認資料Bと代理権確認資料Cから、それぞれ1種類を添付してください		

※マイナンバーの記載がない場合や本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合であっても、申告書は有効なものとして受理いたします。

2. 非課税・課税標準の特例

(1) 非課税となる資産

地方税法第348条、同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。「**固定資産税非課税申請書**」をご請求のうえ必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともに提出してください。

(2) 課税標準の特例が適用される資産

地方税法に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。「**固定資産税の課税標準の特例に係る届書**」をご請求のうえ必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともに提出してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産（一部抜粋）

適用条項	特例対象資産等	特例率
地方税法第 349 条の 3 第 2 項	一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者を除く）が新設したガスの製造及び供給の用に供するもの	最初の 5 年度分 1/3 次の 5 年度分 2/3
地方税法第 349 条の 3 第 4 項	外航船舶（主として遠洋区域を航行区域とする船舶）および外航船舶に準ずるもの	外航船舶 1/6 準外航船舶 1/4
地方税法第 349 条の 3 第 5 項	内航船舶（外航船舶及び準外航船舶以外の船舶で、専ら遊覧の用等に供する船舶等を除く。）	1/2
地方税法第 349 条の 3 第 27 項～第 29 項	家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業，事業所内保育事業（利用定員が 5 人以下であるものに限る）の認可を受けた者が直接当該事業の用に供するもの（他の用途に供されないものに限る）	1/2
地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号	公共の危害防止のために設置された水質汚濁防止法に規定する特定施設等を設置する工場，事業場の汚水又は廃液の処理施設等 （令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分）	1/2
地方税法附則第 15 条第 2 項第 2 号，3 号	公共の危害防止のために設置されたごみ処理施設，一般廃棄物最終処分場 （令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分）	ごみ処理施設 1/2 最終処分場 2/3
地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号	公共の危害防止のために公共下水道の使用者が設置した除害施設 （令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分）	4/5
地方税法附則第 15 条第 25 項 1 号～4 号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等） （令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日取得分） ・太陽光発電設備については，再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助をうけて取得したものに限る ・太陽光発電設備以外の対象設備については，固定価格買取制度の認定を受けたものに限る	3 年度分 軽減割合は，発電設備によって異なる
地方税法附則第 15 条第 43 項	中小企業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等である一定の機械装置，工具，器具備品，建物付属設備 （令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日取得分）	賃上げ表明 1.5%以上 3 年度分 1/2 賃上げ表明 3.0%以上 5 年度分 1/4
旧地方税法附則第 15 条第 44 項	上記と同じ （令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日取得分）	賃上げ表明なし 3 年度分 1/2 賃上げ表明 1.5%以上 4 年度又は 5 年度分 1/3
旧地方税法附則第 15 条第 32 項	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が企業主導型保育事業の用に供する償却資産 （平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日補助開始分）	5 年度分 1/2

（３）被災代替償却資産に係る課税標準の特例措置

東日本大震災により滅失し，又は損壊した償却資産の所有者につきましては，特例措置が適用される場合があります。以下のことについてご留意の上，令和 8 年度償却資産の申告をしてください。なお，これまでに申告されている資産については，今年度の申告は不要です。

※特例の概要 東日本大震災により滅失・損壊した償却資産の所有者等が，当該被災償却資産に代わる償却資産を平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に，一定の被災地域内において取得又は改良した場合には，取得後 4 年度分の課税標準額を 2 分の 1 とします。（地方税法附則第 56 条第 12 項）

3. 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）

家屋の屋根や土地等に太陽光発電設備等（※）を設置して事業の用に供する場合には、その設備一式が固定資産税の対象となり、申告が必要です。下表に基づき、償却資産に該当する設備を所有されている方は申告をしてください。

設置者	全量売電（発電された電気の全量を電力会社に売却）	余剰売電（発電された電気を自家消費用に充て、残りを電力会社に売却）	自家消費
個人（住宅用）	事業用資産となりますので、 <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		事業用資産とはなりませんので、 <u>課税の対象にはなりません。</u>
個人（事業用） 法人	事業用資産となりますので、全量売電・余剰売電・自家消費にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		

※太陽光発電設備の耐用年数は「17 年」となります。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表第 2 31. 電気業用設備 その他の設備「主として金属製のもの」）

なお、家屋に一体の建材（屋根材等）として太陽光パネルが設置されている場合、太陽光パネルは家屋の一部として評価するため、申告は不要です。その他の発電設備（接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット及び電力計等）のみ申告が必要です。

4. 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱いでは、家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建物附属設備については、償却資産ではなく家屋に含まれて課税されます。

（電気設備・給排水設備・ガス設備・空調設備・内部仕上・床仕上・天井仕上・建具・カウンター等）

ただし、家屋から独立した機器（屋外照明設備・屋外給排水設備・ルームエアコン等）、特定の生産又は業務用に供されるもの、単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの（飲食店、ホテル等の厨房設備・簡易間仕切等）は償却資産として課税されます。

詳細は、次ページ「建物附属設備の家屋と償却資産の主な区分表」をご参照ください。

【家屋の所有者以外の方（賃借人）が取り付けした建物附属設備】

貸しビル・貸店舗等を借り受けて事業をされている方（賃借人）が、自らの事業用に供するために取り付けした建物附属設備については、家屋として課税すべき附属設備も含めて、賃借人の方に償却資産として固定資産税が課税されることになります。（「みなし償却資産」といいます。）

この場合、みなし償却資産については、事前に建物の所有者と賃借人の方の連名で「みなし償却資産に関する申出書」を提出していただくことになります。

*「みなし償却資産に関する申出書」については、みなし償却資産についてのみ記入してください。

*賃借人の方は、みなし償却資産を、他の一般の償却資産と併せて申告をしてください。

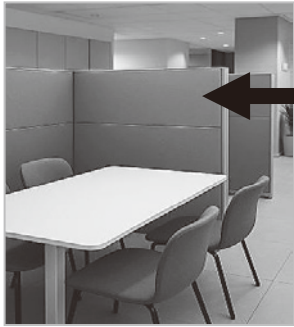
< 建物附属設備の家屋と償却資産の主な区分表 >

設備等の種類	設備等の分類	主な設備等の例	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上，店舗造作等工事一式	○			
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		
	予備電源設備	発電機設備，蓄電池設備，無停電電源設備等		◎		
	中央監視設備	設備一式		◎		
	電灯照明設備	屋外設備一式		◎		
		屋内設備一式	○			
	電力引込設備	引込工事		◎		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	電話設備	電話機，交換機等の機器		◎		
		配管・配線，端子盤等	○			
	LAN設備	設備一式		◎		
	放送・拡声設備	マイク，スピーカー，アンプ等の機器		◎		
		配管・配線等	○			
	インターホン設備	集合玄関機等		◎		
		上記以外の設備	○			
	監視カメラ設備	受像機（テレビ），カメラ		◎		
		配管・配線等	○			
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備，引込工事，特定の生産又は業務用設備		◎		
		配管，高架水槽，受水槽，ポンプ等	○			
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		
		局所式給湯設備（ユニットバス用，床暖房用等）	○			
		中央式給湯設備				
	ガス設備	屋外設備，引込工事，特定の生産又は業務用設備		◎		
		屋内の配管等	○			
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			
空調設備	消火設備	消火器，避難器具，ホース及びノズル，ガスボンベ等		◎		
		消火栓設備，スプリンクラー設備等	○			
	空調設備	ルームエアコン（壁掛型），特定の生産又は業務用設備		◎		
		エアコン（ビルトイン），上記以外の設備	○			
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		
		上記以外の設備	○			
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		
		エスカレーター，ダムウェーター等	○			
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等），寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器，顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等），寮・病院等の洗濯設備		◎		
		上記以外の設備	○			
	その他の設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置，ろ過装置，広告塔，レジスター，ネオンサイン，看板，簡易間仕切，駐輪設備，ゴミ処理設備，メールボックス，カーテン・ブラインド等		◎		
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・植栽等）		◎		

◎ 賃借人の負担で取り付けた事業用資産は償却資産として賃借人が申告してください。

＜建物附属設備の家屋と償却資産の区分の例＞

簡易間仕切り（既製間仕切り）の事例



＜償却資産対象＞

床にビスやボルト等で簡易に接続し、容易に取り外しが行えるパネル式又はスタンド式等の間仕切り



＜家屋評価対象＞

一般に可動間仕切などと呼ばれる既製の仕切り（いわゆる「ついたて」程度の移動可能なものは含まない）

事業用建物に付随する外構工事



＜償却資産対象＞

事業用建物に付随する外構工事において、庭園灯、花壇、植栽、舗装面などは償却資産の対象です。

ビニールハウスとテント倉庫



＜償却資産対象＞

基礎がなく、周囲のビニールも材質の耐久性がないもの



＜家屋評価対象＞

基礎があり、柱は鉄骨、外壁はシート膜等の耐久性がある材質のもの

5. アパートなどの共同住宅を建てた方へ

共同住宅を建てると、門、塀、植栽等の外構工事、駐車場等の舗装及び備品等が償却資産の課税対象となります。共同住宅の完成した翌年の1月31日（法定期限）までに、申告が義務づけられております。（地方税法第383条）

（1）提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書（増加資産用）
- ③ 減価償却資産の計算書（写）

（所得税申告時に提出する青色申告決算書又は収支内訳書の裏面）

（2）減価償却資産に該当するもの

① 構築物・建物附属設備

外構工事（舗装路面・門・塀・フェンス・植栽・側溝等）、屋外給排水設備、屋外ガス設備、屋外電気設備（外灯）、受変電設備（エレベーター設置建物）、サイクルポート、ごみ置場、簡易物置（土地に定着性のないもの）、壁面文字等

② 機械及び装置

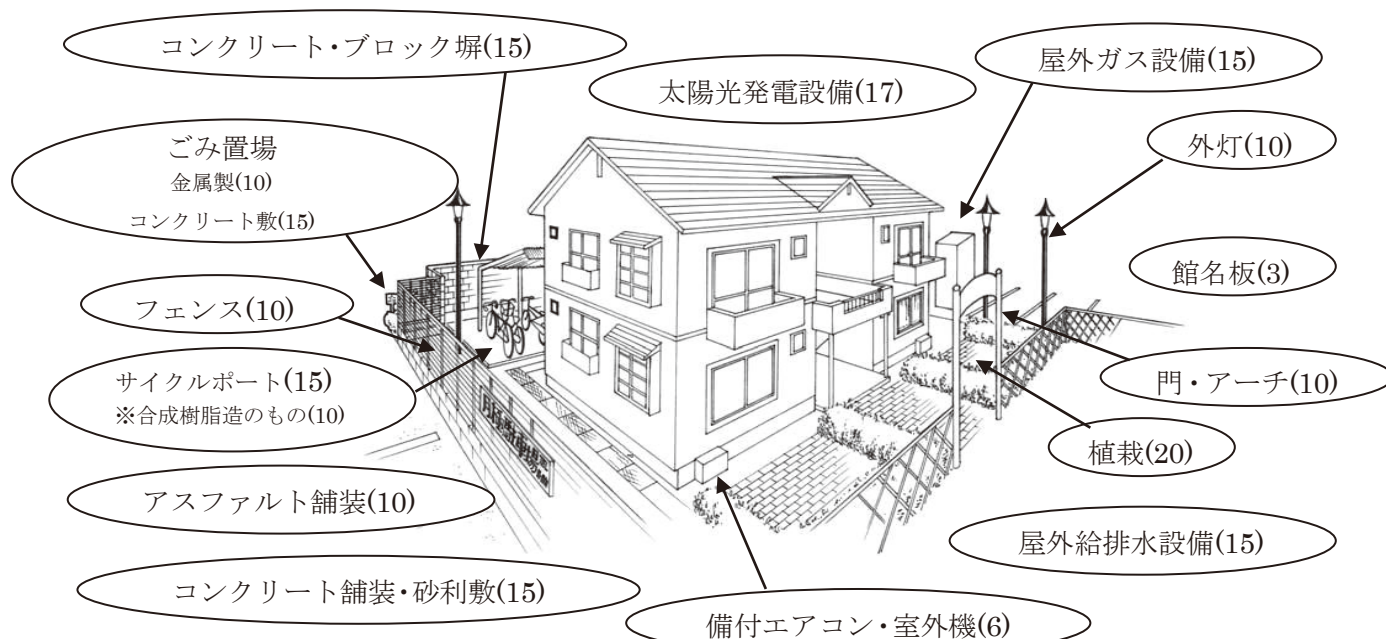
太陽光発電設備（建材型を除く。）

③ 器具・備品

ルームエアコン、温水器、給湯器、消火器、避難器具、パソコン、集合郵便受け等

※減価償却資産の計算書（写）に「建物一式」等と記載されている場合には、工事見積書等の資産明細が分かる書類（写）が必要となります。

申告の対象となる主な資産（耐用年数）



6. リース資産と申告義務者

リース資産は、その契約内容により、資産の貸主に申告義務がある場合と、実際に資産を所有している借主に申告義務がある場合があります。

契約内容による申告義務者は下記のとおりです。

リース契約内容	申告義務者
通常の賃貸借契約によるリース資産 (リース期間満了と同時に資産を返還するような場合)	貸主
売買契約にあたるようなリース資産 (所有権留保付売買契約等, リース期間満了後に資産が使用者の 所有物になるような場合)	借主

なお、平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」については、税務会計上は売買取引として扱われ、借主が減価償却をすることとなりましたが、固定資産税においては従来どおり貸主に申告義務があります。

また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産で、所有者（貸主）が当該資産を取得した際の取得価格が 20 万円未満の場合、償却資産の申告は不要です。

7. 申告義務違反に対する措置

※ 不申告・虚偽の申告をした者には過料・罰則の規定があります。

(1) 不申告に関する過料

所有者が申告すべき事項について、正当な理由がなく申告をされなかった場合には、その者に対し、条例で 10 万円以下の過料を科する旨が規定されています。

(地方税法第 386 条・ひたちなか市市税条例第 75 条)

(2) 虚偽の申告等に関する罪

地方税法第 383 条の規定によって申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられます。また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して虚偽の申告をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、前段の罰金刑が科せられます。(地方税法第 385 条)

Ⅲ 償却資産の評価及び課税等について

1. 課税標準額・税率・免税点・税額・納期

(1) 課税標準額

賦課期日(1月1日)における全資産の評価額の合計額が課税標準額となります。

(2) 税率

税率は100分の1.4です。

(3) 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は、課税されません。

ただし、150万円未満でも申告は必要です。

(4) 税額

土地、家屋、償却資産の項目ごとに課税標準額を計算し、合算したものに端数処理(千円未満切捨て)を行って得た額に、税率を乗じて税額が計算されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課 税 標 準 額} \\ \hline \text{(1,000 円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline 1.4/100 \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額 (100 円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}$$

(5) 納期

納期は4月・7月・12月・翌年2月の年4回です。

*過年度において申告すべき資産について、遡って課税する場合、納期は1回です。



2. 評価額の計算例

取得価額を基礎とし、耐用年数に応ずる減価率と取得後の経過年数を考慮して価格を求めます。

算式

○前年中に取得した資産

簡便償却法を採用し、初年度2分の1の償却計算をする。

評価額＝取得価額×前年中取得資産の減価残存率

○前年前に取得した資産

評価額＝前年度評価額×前年前取得資産の減価残存率

＜計算例＞5,000,000円の駐車場アスファルト敷取得（前年8月取得 耐用年数10年）

（取得価額×減価残存率＝課税標準額）

（課税標準額×税率＝税額）

1年目	5,000,000円×0.897＝4,485,000円	4,485,000円×1.4/100＝62,700円
2年目	4,485,000円×0.794＝3,561,090円	3,561,000円×1.4/100＝49,800円
3年目	3,561,090円×0.794＝2,827,505円	2,827,000円×1.4/100＝39,500円
4年目	2,827,505円×0.794＝2,245,038円	2,245,000円×1.4/100＝31,400円
5年目	2,245,038円×0.794＝1,782,560円	1,782,000円×1.4/100＝24,900円

【評価額算出のための減価残存率表】

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1－減価率			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	1－減価率
1年				16	0.134	0.933	0.866
2	0.684	0.658	0.316	17	0.127	0.936	0.873
3	0.536	0.732	0.464	18	0.120	0.940	0.880
4	0.438	0.781	0.562	19	0.114	0.943	0.886
5	0.369	0.815	0.631	20	0.109	0.945	0.891
6	0.319	0.840	0.681	21	0.104	0.948	0.896
7	0.280	0.860	0.720	22	0.099	0.950	0.901
8	0.250	0.875	0.750	23	0.095	0.952	0.905
9	0.226	0.887	0.774	24	0.092	0.954	0.908
10	0.206	0.897	0.794	25	0.088	0.956	0.912
11	0.189	0.905	0.811	26	0.085	0.957	0.915
12	0.175	0.912	0.825	27	0.082	0.959	0.918
13	0.162	0.919	0.838	28	0.079	0.960	0.921
14	0.152	0.924	0.848	29	0.076	0.962	0.924
15	0.142	0.929	0.858	30	0.074	0.963	0.926

3. おもな減価償却資産の種類と耐用年数

(減価償却資産の耐用年数等に関する省令 別表 1, 別表 2 より抜粋)

○ 建物附属設備

構造・用途	細 目	耐用年数
屋外用給配水設備・衛生設備・ガス設備		15
電 気 設 備 照 明 設 備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
冷 房 ・ 暖 房 通 風 ・ ボ イ ラ ー 設 備	冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 kW 以下）	13
	その他のもの	15
消火，排煙，災害報知設備		8
ア ー ケ ード 日 よ け	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店 用 簡 易 装 備		3

○ 構築物

広 告 用	主として金属製のもの	20
	その他のもの	10
緑 化 施 設 及 び 庭 園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園	20
舗 装 道 路 及 び 舗 装 路 面	コンクリート敷，ブロック敷，れんが敷，石敷	15
	アスファルト敷，木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
へ い	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート・コンブロ造	15
	れんが造	25
	石造	35
	土造	20
	金属造	10
煙 突 焼 却 炉	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造	25

○ 機械及び装置

食料品製造業用設備		10
印 刷 業 又 は 印 刷 関 連 業 用 設 備	デジタル印刷システム設備	4
	製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備		7
生 産 用 機 械 器 具 製 造 業 用 設 備	金属加工機械製造設備	9
	その他の設備	12
電気機械器具製造業用設備		7
農業用設備		7
総合工事業用設備		6
電 気 業 用 設 備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	その他の設備	17
	主として金属製のもの	8
宿泊業用設備		10
飲食店業用設備		8
洗濯業，理容業，美容業又は浴場業用設備		13
娛 楽 業 用 設 備	映画館又は劇場用設備	11
	遊園地用設備	7
	ボーリング場用設備	13

○ 船舶

モーターボート		4
砂 利 採 取 船（鋼船）		7
漁 船	木造のもの	6
	強化プラスチックのもの	7

○ 車両

	フォークリフト	4
	自転車	2

○ 工具

測定及び検査工具		5
治具及び取付工具		3
ロー ル	金属圧延用のもの	4
	その他のもの	3
型 ・ 鍛 圧 打 抜 工 具	プレスその他の金属加工用金型, 合成樹脂, ガラス成型用金型及び鋳造用金型	2
	その他のもの	3
切 削 工 具		2

○ 器具及び備品

家 具 ・ 電 気 ガ ス 機 器	事務机 家具 室内装飾品等 主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
	応接セット (接客業用のもの)	5
	(その他のもの)	8
	陳列ケース (冷凍機付)	6
	(その他のもの)	8
	その他の家具 (接客業用)	5
	テレビ ビデオ その他音響機器	5
家 庭 用 品	冷蔵庫, 洗濯機, 電気・ガス機器	6
	カーテン 座布団 その他繊維製品	3
	接客業用じゅうたん	3
事務機器及び 通 信 機 器	パーソナルコンピューター (サーバー用のものを除く)	4
	(その他のもの)	5
	複写機 レジスター ファクシミリ	5
	その他の事務機器	5
	インターホーン及び放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	デジタル構内交換設備	6
	その他のもの	10

時 計 試 験 機 器 測 定 機 器 光 学 機 器 及 び 写 真 製 作 機 器	時計	10
	度量衡器	5
	試験・測定機器	5
	カメラ 映画撮影機 映写機 望遠鏡 引伸機 焼付け機 乾燥機 顕微鏡	5 8
看板・広告器具	看板 ネオンサイン 気球	3
	マネキン人形 模型	2
	その他 (金属製のもの)	10
	(その他のもの)	5
容 器 及 び 金 庫	ボンベ 溶接製 鍛造製 塩素用 その他のもの	6 8 10
	ドラムかん コンテナ 他容器	
	大型コンテナ (長さ 6m以上)	7
	その他 (金属製のもの)	3
	(その他のもの)	2
	金庫 手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容・美容機器		5
医 療 機 器	回復訓練機器, 調剤機器	6
	血液透析又は血しょう交換用機器	7
	消毒殺菌用機器	4
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器 ファイバースコープ	6
	手術機器	5
娯 楽 ・ ス ポ ー ツ 用 具	たまつき用具	8
	パチンコ器	2
	碁 将棋 麻雀他遊戯具	5
	スポーツ具	3
そ の 他	自動販売機	5
	楽器	5
	映画フィルム	2
	磁気テープ レコード	2
	漁具	3

4. 中古資産の耐用年数

中古資産を取得して事業の用に供した場合には、その資産の耐用年数は、法定耐用年数ではなく、その事業の用に供した時以降の使用可能期間を見積ることが認められています。

ただし、その中古資産を事業の用に供するために支出した資本的支出金額が、その中古資産の再取得価額(同じ新品を取得する場合のその取得価額)の50%に相当する金額を超える場合には、その中古資産は新品とみなし、法定耐用年数を適用しなければなりません。

また、使用可能期間の見積りが困難であるときは、次の簡便法により算定した年数によることができます。

【簡便法による中古資産の耐用年数の見積り】

○法定耐用年数の全部を経過しているとき

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

○法定耐用年数の一部を経過しているとき

$$\text{耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

※なお、これらの計算により算出した年数に1年未満の端数があるときは、端数切捨て、また、その年数が2年に満たない場合には2年とします。

5. 課税台帳の閲覧

価格等を償却資産課税台帳に登録した旨を公示した日から、資産税課において納税義務者、賃借権を有する者及びその他政令で定められている方に対して、閲覧に供しています。

6. 審査の申出等

納税者は、固定資産の価格について不服がある場合は、納税通知書を受取った日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に対して審査の申出ができます。この審査の申出に係る上記委員会の決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができることが地方税法第434条で定められています。固定資産の価格以外の事項について不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求することができます。

7. 実地調査のお願い

地方税法第353条及び第408条に基づき、償却資産に関する帳簿書類(固定資産台帳、減価償却計算書及び決算書類)と、申告内容との照合・確認等を行うため、職員が事業所等に直接お伺いすることがあります。また、電話等にて、帳簿書類のご提出を依頼することもありますので、その際は、協力してください。

なお、調査の結果、申告内容に誤りがあった場合には、修正申告書を提出していただきます。その場合の課税は、資産の取得年次に応じて、地方税法第17条の5に基づき、最大で5年遡及することになります。

⑨・⑫・⑬・⑭ 該当するものを○で囲んでください。
(8・11の右を○で囲んだ方は別途申請が必要になります。)

1. 償却資産申告書の記入例

⑮取得価額(イ)～(二)

前年以前に取得したもの(イ)前年度までに申告のあった全資産の取得価額の合計を記載しています。

種類別に記入してください。

①～⑨について記入してください

2. 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例

- ※ 一般方式により申告される方は、前年中に新たに取得した資産及び前年度までに申告もれになっていた資産を記入してください。
- ※ 電算処理方式により申告される方は、賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産を記入してください。

令和8年度										ひたちなか市									
※ 所 有 者 コー ド ※		※ 記入する必要はありません		※ 資産の種類		※ 資産の名称等		※ 数量		※ 取得年月		※ 取得価額		※ 減価残存率		※ 課税標準額		※ 増加事由	
行番	資産の種類	資産コード	資産の種類	資産の名称等	数量	年号	年	月	取得年月	取得価額	減価残存率	課税標準額	増加事由	課税標準額	増加事由	課税標準額	増加事由	課税標準額	増加事由
01	2	0001	油水分離装置		1	R	0	7	0	1		2,000,000	0.5	2,000,000	1・2 新取得	2,000,000	1・2 新取得	2,000,000	1・2 新取得
02	2	0002	コンプレッサ		2	H	1	8	0	4		700,000	0.7	700,000	3・4 旧11年	700,000	3・4 旧11年	700,000	3・4 旧11年
03	2	0003	切断機		4	I	R	0	7	0	3	1,100,000	0.7	1,100,000	1・2 新取得	1,100,000	1・2 新取得	1,100,000	1・2 新取得
04	6	0001	エアコン		1	R	0	7	1	0		600,000	0.6	600,000	1・2 新取得	600,000	1・2 新取得	600,000	1・2 新取得
05	6	0002	コヒーバ64型		1	R	0	7	0	6		1,000,000	0.2	1,000,000	1・2 新取得	1,000,000	1・2 新取得	1,000,000	1・2 新取得
06	1					5						6		6		6		6	
07																			
08																			
09																			
10																			
11																			
12																			
13																			
【資産の種類】 以下の数字で記入してください。 1: 構築物(建物附属設備含む) 2: 機械及び装置 3: 船舶 4: 航空機 5: 車両及び運搬具 6: 工具、器具及び備品										1: 新品取得 2: 中古品取得 3: 移動による 受入れ 4: その他 の別に、該当 する増加事由 を○で囲んで ください。									
法定耐用年数を記入してください。 なお、増加事由が申告もれで、資産の種類が 「機械及び装置」のものを平成19年12月以前に 取得した場合は、「摘要」欄に改正前の耐用年数 も記入してください。(例: 申告もれ、旧11年)										法定耐用年数を記入してください。 なお、増加事由が申告もれで、資産の種類が 「機械及び装置」のものを平成19年12月以前に 取得した場合は、「摘要」欄に改正前の耐用年数 も記入してください。(例: 申告もれ、旧11年)									
当該資産について、非課税、 特例該当等の価格決定にあ たって必要な事項を記入して ください。										当該資産について、非課税、 特例該当等の価格決定にあ たって必要な事項を記入して ください。									
小計										5,400,000									
20										3・4									

② 資産コード

前年度までに申告のあった方は、電算印字の明細書に記載されている
番号の続番号を、資産の種類ごとに記入してください。初めての方は、
資産の種類ごとに1番から記入してください。

③ 取得価額

当該資産の取得価額を記入してください。なお、取得価額は、償却資産を
取得するために通常支出すべき額をいい、据付費、運送料、手数料等の
直接要した費用も含まれます。

3. 種類別明細書(減少資産用)の記入例

令和8年度										ひたちなか市							
※ 所 有 者 コ ー ド		※		種類別明細書(減少資産用)										所 有 者 名		1枚のうち	
記入する必要はありません														(株)ひたちなか製作所		1枚目	
資産の 番号 種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘 要				
				年号	年	月				1 売却	2 減失	3 移動		4 その他	1 全部	2 一部	
01	6	00001	コヒ・-101カ・タ	2	H	0	4	0	5		1・2・③・4	①・2	水戸支店へ移動	⑨			
02	6	00004	エアコン	1	H	1	0	0	3		1・②・3・4	①・2					
03	①	②					④			⑥	1・2・3・4	1・2					
04											1・2・3・4	1・2		⑧			
05											1・2・3・4	1・2		⑦			
06											1・2・3・4	1・2					

前年度までに申告した資産のうち令和8年1月1日までに、売却、減失、他市町村への移動等の理由で、資産が減少した場合に記入してください。

- ①～⑤の事項

同封の種類別明細書(課税台帳に登録してある資産)に基づいて記入してください。
- ⑥ 申告年度

記入は不要です。
- ⑦・⑨ 減少の事由・摘要

該当するものを○で囲んでください。なお「1 売却」の場合にはその売却先の名称を、「3 移動」の場合には移動先の名称を、「4 その他」の場合にはその事由を摘要欄に記入してください。
- ⑧ 減少の区分

「減少資産用」の用紙には、「1 全部」に該当する資産のみを記入してください。「2 一部」に該当する資産については、別紙「変更資産用」の用紙に記入してください。

4. 種類別明細書(変更資産用)の記入例

[illegible]

前年度までに申告した資産のうち、その申告内容を訂正したい場合や、一部変更があった場合には、この用紙を使用してください。

① 資産の種類・コード 同封の種類別明細書に記載された種類・コードを記入してください。

②～⑤の事項

1. 資産の名称や取得年月に訂正がある場合は、訂正後の正しい内容を記入してください。
2. 2台以上まとめて申告したもの、あるいは1つの設備として申告されたものの一部が減少した場合は、**減少後**の所有資産の数量、取得価額を記入してください。摘要欄には、その旨を記入してください。

記入例は、1台30万円のパソコンを3台所有していたが、うち1台を廃棄した場合です。

耐用年数が変更になった場合は、「新」の欄には変更後の耐用年数を、「旧」の欄には変更前の耐用年数を記入してください。⑦の欄には変更になった年度を記入してください。耐用年数誤りによる修正の場合は、摘要欄に「耐用年数誤り」と記入してください。

V 償却資産に関するQ & A

Q 1 「事業の用に供することができる」資産とはどのような資産ですか？

A 1 現に事業の用に供している資産はもちろん、事業の用に供する目的をもって所有され、かつ、それが事業の用に供できると認められる状態にある資産も含まれます。

Q 2 家庭用にも事業用にも使用している資産は償却資産に該当しますか？該当する場合の申告方法は、事業専用の資産と同じで良いのでしょうか？

A 2 ご質問のような資産についても償却資産に該当します。使用割合に関係なく事業専用の資産と同様に申告をしてください。

Q 3 以前から申告をしており、ここ数年は資産の増減が全くなく、全ての資産を合計しても免税点未満なのですが、償却資産の申告は必要ですか？

A 3 償却資産の所有者には、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在所有する償却資産について、申告が義務付けられています。たとえ資産に変更がなくても、「増減資産なし」として申告が必要です。また、免税点未満であっても申告が必要です。

Q 4 税務署に確定申告をしています。市にも申告する必要がありますか？

A 4 確定申告は所得税や法人税（国税）の計算のためのものであり、償却資産の申告は固定資産税（市税）の計算に必要なものです。償却資産を所有している方は、税務署とは別に市への償却資産の申告が必要になります。

Q 5 近年業績不振により赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないこととしました。このように減価償却を行っていない資産に対しても固定資産税は課されますか？

A 5 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産として固定資産税の課税対象となります。

Q 6 工場はひたちなか市内にありますが、本社はひたちなか市外にあります。この場合、償却資産の申告は必要ですか？

A 6 償却資産の申告は、その資産が所在する市町村へ申告する必要があります。したがって、ひたちなか市内の工場に設置している償却資産については、ひたちなか市へ申告することになります。

申告書を提出する前に次の確認をお願いします。

チェック

- ☐ 申告書に連絡先は記入されていますか？
- ☐ 申告書に資産所在地は記入されていますか？
- ☐ 申告書に所有者コードは記入されていますか？
(わかる場合は，記入をお願いします。)
- ☐ 取得年月は記入されていますか？
- ☐ 取得価額は記入されていますか？
- ☐ 耐用年数は記入されていますか？
- ☐ 増加事由及び減少事由の欄は記入されていますか？
- ☐ 申告書の備考欄は記入されていますか？

〒 3 1 2 - 8 5 0 1

茨城県ひたちなか市東石川 2 丁目 1 0 番 1 号

ひたちなか市 総務部税務事務所

資産税課 償却資産係 行

◆郵送により申告する場合は，
「宛名」として切り取り，封筒に
貼り付けてご利用ください。



『償却資産（固定資産税）申告の手引き』についてのお知らせ

来年度から（令和9年度分の手引きから）、従来の冊子の郵送から電子データの提供へ変更させていただきます。手引きの内容は従来どおり、市公式ホームページ上でご確認いただけますので、必要に応じてダウンロードの上ご利用ください。環境負荷を軽減し、持続可能な社会の実現に向けた取り組みにご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ご希望の方には従来どおり冊子を郵送いたしますので表紙のお問合せ先までご連絡ください。

『令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き』電子データ

